

東日本大震災と財政措置

原田 博夫*

1. はじめに

2011年3月11日に発生した東日本大震災は、未曾有の規模に及んだ。地震・津波に加えて、福島第一原発の事故につながり、その影響の全体像はいまだにはかりかねる部分がある。しかし、人々の日常生活が日々途切れることなく展開される以上、復旧・復興から再生を目指すためには、それぞれの段階で何らかの方針に基づいて、順次、具体策に取り組まなくてはならない。大震災直後からの国（中央政府）の財政措置は、必ずしもスムーズに進んだわけではないが、ある程度の時間経過とともに、着実に進んでいることも確かである。本稿では、大震災直後から現在に至るまでの間、国（中央政府）の財政措置がどのように、そしてどの程度取られてきたかを、予算措置の面からトレースすることを狙いとする。

2. 大震災の損害、被害の規模

そもそも東日本大震災の損害・被害はどの程度なのか。表1と表2で、全体像を示しておこう。表1は、「東日本大震災の概要」だが、この地震そのものがわが国の観測史上最大規模の地震で、世界的にも1900年以降4番目の規模の地震だったため、被害状況等は2013年11月8日現在でも、(1) 人的被害・(2) 建築物被害ともに極めて甚大だったことが分かる¹。表2には、大震災から1年数カ月が経過した時点（2012年6月頃）での損害額の各種推計と、その時点までのさまざまな支援策がリストアップされた「東日本大震災による損失と支援」が掲示されている。

* 専修大学社会関係資本研究センター代表・大学院経済学研究科長・経済学部教授

¹ ただ、大震災直後の3～4カ月分の統計については、被災地における調査票の回収が困難になるなど、調査の実施においてさまざまな支障が生じたため、ヒアリング調査による補完や近隣地域の調査結果による代替などを行ったようである。内閣府（2011.7）『経済財政白書（平成23年版）』コラム1-1を参照。

表 1 東日本大震災の概要

項目	データ	被害状況等
発生日時	平成 23 年 3 月 11 日 14 時 46 分	(平成 26 年 1 月 10 日現在 出典：警察庁、復興庁等)
震源及び規模 (推定)	三陸沖(北緯 38.1 度、東経 142.9 度、男鹿半島の東南東 130 km 付近) 深さ 24 km、モーメントマグニチュード Mw9.0	(1) 人的被害
震源域	長さ約 450 km、幅約 200 km	ア 死者 15,884 名
断層のすべり量	最大 20～30 m 程度	イ 行方不明 2,640 名
震源直上海底の移動量	東南東に約 24 km 移動、約 3 m 隆起	ウ 負傷者 6,150 名
	震度 7 宮城県北部	エ 震災関連死(※ 2) 2,916 名
	震度 6 強 宮城県南部・中部、福島県中通り・浜通り、茨城県北部・南部、栃木県北部・南部	(2) 建築物被害
	震度 6 弱 岩手県沿岸南部・内陸北部・内陸南部、福島県会津、群馬県南部、埼玉県南部、千葉県北西部	ア 全壊 126,631 戸
	震度 5 強 青森県三八上北・下北、岩手県沿岸北部、秋田県沿岸南部・内陸南部、山形県村山・置賜、群馬県北部、埼玉県北部、千葉県東部・南部、東京都 23 区、新島、神奈川県東部・西部、山梨県中部・西部、山梨県東部・富士五湖	イ 半壊 272,653 戸
		ウ 一部破損 743,492 戸

※ 未確認情報を含む。
※ 平成 23 年 4 月 7 日に発生した宮城県沖を震源とする地震等の被害を含む。
※ 2 「震災関連死の死者」とは、「東日本大震災による負傷の悪化により亡くなられた方で、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、当該災害弔慰金の支給対象となった方」と定義(実際には支給されていない方も含む)。復興庁等調べ(平成 25 年 9 月 30 日現在)。

(気象庁資料・海上保安庁資料による)
(出典) 復興庁 (2014.1.17) 『復興の取組と関連諸制度』より

表 2 東日本大震災による損失と支援

(1) 震災によるストックの毀損(各機関による試算)

	試算の概要	毀損ストック額(推計)	備考
内閣府政策統括官 (経済財政分析担当) (2011)	「～東日本大震災によるストック毀損額の推計方法について～」参照。	16～25 兆円	原発事故にともなうストックの毀損、放射能の影響被害、放射能の除染費用等は推計に含まれていない。
内閣府政策統括官 (防災担当) (2011)	都道府県や関係府省庁からの提供情報	約 16.9 兆円	対象都道府県は、青森、岩手、宮城、福島、茨城、千葉、栃木、長野、新潟の 9 県
稲田他 (2011)	住宅：警察庁がとりまとめた住宅の被害状況から住宅被害戸数を求め、それに住宅単価を乗じることにより毀損額を推計。 自動車：登録自動車数に 3.2% の損壊率を掛けることにより毀損額を推計。 船舶：船舶隻数に、岩手、宮城、福島県では 90%、青森県では 20%、茨城県では 50% の損壊率を掛けることにより毀損額を推計。 社会資本ストック：電力中央研究所「都道府県別社会資本ストックデータ(1980-2004)の開発」を用いてストック額を推計。 民間企業資本ストック：内閣府社会経済総合研究所「民間企業資本ストック」を用いてストック額を推計。 流通在庫：経済産業省「商業統計調査」、「工業統計調査」を用いてストック額を推計。 震災による住宅被害戸数を住宅総数で割ることにより損壊率を推計し、それを社会資本ストック、民間企業資本ストック、流通在庫に掛けることにより、毀損額を推計	約 17.8 兆円	
日本政策投資銀行 (2011)	市区町村内総生産 19、市区町村別人口を用いて市区町村別に推計された民間企業資本ストックと社会資本ストックに、支社からのヒアリング等を通じて得た被害情報から求めた損壊率を乗じることにより毀損額を求めた。また、住宅ストック額に、全壊の場合は 100%、半壊の場合は 50%、一部損壊の場合は 20% の損壊率を乗じることにより、住宅ストック毀損額を推計	約 16 兆円	
河野・白石 (2011)	「国民経済計算確報」(ストック編)における純固定資産を、「都道府県別経済財政モデル」のデータ等によって都道府県別に按分したものに、阪神・淡路大震災における損壊率を乗じて推計	約 16～22.3 兆円	

(備考) 各種公表資料により作成
(出典) 内閣府 (2012.8) 『経済財政白書(平成 24 年版)』第 2-3-1 表より

（2）被災地に投入された金額

項目	現時点まで	総額見込み
政府支援	約18兆円（うち、災害救助等関係経費：0.8兆円、災害廃棄物処理事業費：1.1兆円、災害関連融資関係経費：1.4兆円、地方交付税交付金：2.8兆円、全国防災対策費：1.1兆円等）	—
保険金	約1.8兆円（2011年7月時点の支払実績。内訳は、生命保険：900億円、地震保険：1兆500億円、その他損害保険：700億円、共済：6000億円）。※金融庁資料による。内訳の最新数値として、生命保険：1557億円（12年5月31日時点）、地震保険：1兆2241億円（12年4月2日時点）が、各協会により公表されている。	約2.6兆円（生命保険：1650億円、地震保険：9700億円、その他損害保険：6000億円、共済：9000億円）
義援金	3124億円（配布ベース、2012年4月27日現在）	— （2012年6月1日現在での募金総額は3567億円）

- （備考）
1. 財務省資料、金融庁資料、東京電力に関する経営・財務調査委員会（2011）、厚生労働省資料により作成。
 2. 政府支援は、震災関連で予算措置された金額であり、全国防災対策費等、被災地に限定しない項目を含んでいる。
また、電力会社への求償が想定される経費を含む。
 3. 義援金には、都道府県・市町村に直接送付された分は含まれない。
 4. 原子力発電所事故の賠償金については、今後の支払い等が未定のため、本表の項目に挙げていない。

（出典）内閣府（2012.8）『経済財政白書（平成24年版）』第2-3-1表より

要するに、被害額としては、まずは、内閣府（経済財政分析担当）「月例経済報告等に関する関係閣僚会議震災対応特別会合資料」（2011年3月23日）が、約16～25兆円と推定した。次いで、内閣府（防災担当）「東日本大震災における被害額の推計について」（2011年6月24日）が、総額16.9兆円と算出した。その内訳は、建築物等（住宅・宅地、店舗・事務所、工場、機械類）が10.4兆円と過半で、ライフライン施設（水道、ガス、電気、通信・放送施設）1.5兆円、社会基盤施設（河川、道路、港湾、下水道、空港等）2.2兆円、農林水産関係（農地・農業用施設、林野、水産関係施設等）1.9兆円、その他（文用施設、保健医療・福祉関係施設、廃棄物処理施設、その他公共施設等）1.1兆円だが、これ以上に詳しい内訳（ライフライン施設をさらに分けたものとか、都道府県別・市町村別の内訳など）は公表されていない²。

その後、表2にあるように、民間でも同様な推計はなされているが、この、内閣府（防災担当）が2011年6月24日に提示した総額16.9兆円が概ね被害額の総体と認識され、その後の、政府による各種対策の根拠になっている³。

² 原田（2012.3）は、この内訳が出されていないことを含めて、内閣府のこの被害額推計は過大なのではないか、との疑問を提示している。林（2011.9）も参照。

³ ただし、表2の備考4にあるように、原子力発電所事故の賠償金については、その時点での支払い等が未定のため、この被害額（推計値）には含まれていない。

3. 国（中央政府）の対策

東日本大震災の発災当時は菅直人首相・民主党政権下での国会審議の最中だったが、国（中央政府）は同日、緊急災害対策本部を発足させ、震災・津波・原発事故対策に取り組み出した。その後の主な措置・対策の流れは、表3の通りである。

東日本大震災の発災後、関係部署・関係者間でさまざまなもたつきはあったものの、2011年4月11日の閣議決定で東日本大震災復興構想会議が設置され、東日本大震災復興基本法が2011年6月24日に公布・施行された後は、東日本復興構想会議は東日本大震災復興対策本部の下に置かれると同時に、同会議からは「復興への提言」が6月25日に提出された。

表3 東日本大震災後の主な措置・対策

【平成23年】

3月11日	東日本大震災発災 ・緊急災害対策本部発足
3月17日	被災者生活支援特別対策本部（支援チーム）設置
5月2日	東日本大震災財特法成立 第1次補正予算成立（復興経費4兆153億円）
6月24日	復興基本法施行
6月25日	東日本大震災復興構想会議「復興への提言」提出
6月28日	東日本大震災復興対策本部（第1回）開催
7月25日	第2次補正予算成立（復興経費1兆9,106億円）
7月29日	「復興基本方針」策定
8月5日	原発避難者特例法成立
8月26日	各府省の事業計画と工程表のとりまとめ（第1回）
8月27日	原子力災害からの福島復興再生協議会（第1回）開催
11月21日	第3次補正予算成立（復興経費9兆2,438億円）
11月30日	復興財源確保法成立
12月7日	復興特別区域法成立
12月9日	復興庁設置法成立

【平成24年】

2月9日	復興推進計画第1号認定（岩手、宮城）
2月10日	復興庁開庁
3月2日	復興交付金の交付可能額通知（第1回目）
3月5日	東日本大震災事業者再生支援機構始業開始
3月30日	福島復興再生特別措置法成立
4月5日	平成24年度予算成立（復興経費3兆7,754億円）
6月21日	子ども・被災者支援法成立
7月13日	福島復興再生基本方針閣議決定
9月24日	被災地域の原子力被災者・自治体に対する国の取組方針（グランドデザイン）の公表
11月22日	東日本大震災からの復興の状況に関する国会報告

【平成25年】

- 1月29日 復旧・復興事業の規模と財源の見直し
・19兆円を25兆円に見直し
- 2月1日 福島復興再生総局を設置
- 2月6日 復興推進委員会平成24年度審議報告
- 2月26日 平成24年度補正予算成立（復興経費3,177億円）
- 3月7日 「住まいの復興工程表」公表
- 3月15日 「原子力災害による被災者支援策パッケージ」公表
- 4月2日 「原子力災害による風評被害を含む影響への対策パッケージ」公表
- 5月10日 福島復興再生特別措置法の改正
- 5月15日 平成25年度当初予算成立（復興経費4兆3,840億円）
- 6月5日 復興推進委員会
「新しい東北」の創造に向けて（中間とりまとめ）
- 8月7日 避難区域の見直しが完了
- 10月11日 子ども・被災者支援法基本方針閣議決定・国会報告
- 11月12日 東日本大震災からの復興の状況に関する国会報告
- 12月12日 平成25年度補正予算案閣議決定（復興経費5,638億円）
- 12月20日 「原子力災害からの福島復興の加速に向けて」閣議決定
- 12月24日 平成26年度当初予算案閣議決定（復興経費3兆6,464億円）

【平成26年】

- 2月6日 平成25年度補正予算成立

（出典）復興庁（2014.1.17）『復興の取組と関連諸制度』に加筆。

2011年中に、平成23年度補正予算が3回組まれた。他にも、復興基本法（6月24日施行）、原発避難者特例法（8月5日成立）、復興財源確保法（11月30日成立）、復興特別区域法（12月7日成立）、復興庁設置法（12月9日成立）など、いくつかの法制度も緊急的・順次に整備されたが、全体としては、原状回復を目指した復旧にとどまり、具体的な復興への取り組みはまだ本格化したとは言い難かった。

国（中央政府）が総力を挙げて取り組み出す態勢ができたのは、2012年2月10日の復興庁発足からである。復興交付金の制度なども3月にはスタートし、平成24年度予算も、2012年4月1日から6日までの暫定予算を挟みながらも、2012年4月5日になんとか成立した。しかも、国（中央政府）の予算に、東日本大震災復興特別会計が平成24年度から創設されることになった⁴。この特別会計は、東日本大震災からの復興に関する国の資金の流れの透明化を図るとともに復興債の償還を適切に管理するた

⁴ 特別会計についてはそもそも、「特別会計に関する法律」（平成19年3月成立）に基づき、特別会計の数を18年度31から23年度までに17とする統廃合を順次実施してきたところだったが、東日本大震災を受けて、急遽、全省庁共管で創設することになった。しかし、「特別会計に関する法律等の一部を改正する等の法律」（平成25年11月15日成立）に基づき、26年度から、特別会計の数を17→14に、勘定数を51→34とする統廃合を実施する予定である。

め、復興事業に関する経理を明確にすることを目的にしている。しかし、一般会計と復興特別会計それぞれで復興経費が計上・管理される可能性のあることや、毎年度の繰り入れや繰り越しなどが生じる見込みなので、復興特別会計だけが復興事業・復興財源を意味するわけではない。

いずれにせよ、この時期から、原発事故以来滞っていた福島県域への支援と復興への取り組みもようやく動き出した。2012年3月30日に福島復興再生特別措置法が成立し、7月13日には福島復興再生基本方針が閣議決定され、9月24日には被災地域の原子力被災者・自治体に対する国の取組方針（グランドデザイン）が公表された。

その後、2012年秋は、国会（衆議院）解散をめぐり政局は厳しい対立状況となり、結局、時の野田佳彦首相・民主党政権は11月14日に衆議院解散を表明した。12月16日の第46回衆議院議員総選挙では、アベノミクス⁵を掲げて総選挙を戦った安倍自民党に支持が集まり与野党は逆転、12月26日に再登板の安倍晋三・自民党総裁が第96代内閣総理大臣に選出された。

安倍内閣では、早速、復旧・復興事業の規模と財源の見直しに取り組み、2013年1月29日には、19兆円を25兆円に増額した。さらに、福島復興再生総局を2月1日に設置し、平成24年度補正予算も2月26日に成立させた。平成25年度当初予算は5月15日の成立となったものの、復興推進委員会からは『「新しい東北」の創造に向けて（中間とりまとめ）』が6月15日には提出され、前・民主党政権下での取り組みを見直すと同時に、よりメリハリをつけた取り組みをスタートさせている。

4. 国（中央政府）の財政措置

東日本大震災の発災当時は菅直人・民主党政権で、次年度の平成23年度予算案の審議の最終段階だったため、まずは与野党の合意で、緊急的に次年度予算を成立させ、かつ、予算の組み替え・予備費の充当などで対応した。その上で、平成23年度補正予算（1次）で、応急措置を講じた。その後、ある程度の時間経過に従って、2次・3次・4次補正予算を講じた。もちろん、この間の予算編成・執行は、すべて民主党政権下で行われている。以下では、これらの平成23年度補正予算を順次、検討しよう。

平成23年度補正予算（1次・2次・3次）

まず、数次にわたる平成23年度補正予算（1次・2次・3次）を表4で見てもよう。この表の合計額は、当初、政府・財務省から公表された補正予算の金額そのものとは少

⁵ 安倍政権の進める経済政策の全体像を表す造語で、(1)「大胆な」金融緩和政策、(2)「機動的な」財政施策、(3)「民間投資を喚起する」成長戦略、の「三本の矢」で構成されている。マーケット（株式市場）はこの政策スタンス・方向性を好感して、株式市場はすでに総選挙の最中から反応（上昇）し始めた。

し異なる。平成23年度1次補正予算（閣議決定23年4月22日、成立5月2日）は、東日本大震災からの早期復旧に向け、年度内に必要と見込まれる経費を計上し、かつ、財源については、国債市場の信認確保の観点から追加の国債を発行せず、歳出の見直し等により確保することを基本方針とした。したがって、当初公表された補正予算（第1号）には、既定経費の減額（3兆7,102億円）⁶も含まれていたが、この表4ではそれを含めず（純粋な復旧予算に限定して）4兆153億円としている。したがって、この1次補正予算では、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構納付金2,500億円などの税外収入3,051億円を歳入に見込んだ。他に、財政投融资計画で、株式会社日本政策金融公庫等に対し、4兆3,220億円が追加された。要するに、明確な財源手当てのないまま、平成23年度1次補正予算が組まれたわけである。

表4 復興予算 平成23年度補正予算（1次・2次・3次）（単位：億円）

23年度1次補正予算 (23年5月2日成立)	23年度2次補正予算 (23年7月25日成立)	23年度3次補正予算 (23年11月21日成立)
(1) 災害救助等関係経費 4,829	1. 原子力損害賠償法等関係経費 2,754	(1) 災害救助等関係経費 941
(2) 災害廃棄物処理事業費 3,519	(1) 原子力損害賠償法関係経費 2,474	(2) 災害廃棄物処理事業費 3,860
(3) 災害対応公共事業関係費 12,019	(2) 原子力損害賠償支援機構法関係経費 280	(3) 公共事業等の追加 14,734
(4) 施設費災害復旧費等 4,160	2. 被災者支援関係経費 3,774	(4) 災害関連融資関係経費 6,716
(5) 災害関連融資関係経費 6,407	(1) 二重債務問題対策関係経費 774	(5) 地方交付税交付金 16,635
(6) 地方交付税交付金 1,200	(2) 被災者生活再建支援金補助金 3,000	(6) 東日本大震災復興交付金 15,612
(7) その他の関係経費 8,018	3. 東日本大震災復興対策本部運営経費 5	(7) 原子力災害復興関係経費 3,558
	4. 東日本大震災復旧・復興予備費 8,000	(8) 全国防災対策費 5,752
	5. 地方交付税交付金 4,573	(9) その他の関係経費 24,631
※1 計40,153	計19,106	※2 計92,438

※1 財務省公表資料（一次補正歳出額）に記載されている既定経費の減額（37,102億円）については計に含めず。
 ※2 財務省公表資料（三次補正歳出額）に記載されている年金臨時財源の補てんやB型肝炎関係経費等は計に含めず。
 ※3 23年度4次補正予算（24年2月8日成立）の一般会計予算・予算総則において、株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法に基づき、株式会社東日本大震災事業者再生支援機構の借入れ及び社債に係る債務について、政府保証枠5,000億円を設定。

（出典）復興庁（2014.1.17）『復興の取組と関連諸制度』より作成

続いて、東日本大震災後の直近の復旧状況等を踏まえ、当面の復旧対策に万全を期すための経費を計上し、かつ、財源については、追加の国債を発行せず、平成22年度決算剰余金により賄うことを基本方針にした平成23年度2次補正予算が、閣議決定23年7月5日、7月25日に成立した。この2次補正予算の当初公表は1兆9,988億円だ

⁶ 既定経費の減額で特に大きいのは、基礎年金国庫負担の年金特別会計への繰入の減額等2兆4,897億円、経済危機対応・地域活性化予備費の減額8,100億円、子ども手当の減額2,083億円などである。

が、この表4では1兆9,106億円で計上してある⁷。財源は、前年度剰余金受入1兆9,988億円（内訳は、財政法第6条剰余金1兆4,533億円、地方交付税交付金財源5,455億円）が見込まれている。この時点でも、まだ恒常的な財源充当の目途・手当てはついていない。また、予算総則において、原子力損害賠償支援機構法（仮称）に基づき、原子力損害賠償支援機構に資金拠出するための交付国債の発行限度額2兆円を設定するとともに、政府保証枠2兆円を設定した⁸。要するに、平成23年度補正予算は1次も2次も、いずれも、応急的な緊急避難的な措置だったといえよう。

このように、大震災以降半年以上が経過した段階で、より本格的な平成23年度3次補正予算が求められる状況になった。その際の基本方針は、東日本大震災・原子力災害からの本格的な復興予算として、「復興の基本方針」に基づき、真に復興に資する施策を重点的に措置することを目指す。そのために、「日本経済の再生なくして被災地域の真の復興はない」との認識の下、最近の過度な円高の影響による産業の空洞化等への対応にも配慮する。そのほか、B型肝炎関係経費や台風12号への対応を含めた災害対策費等についても計上する。財源については、あらかじめ償還の道筋を定めた復興債の発行等により確保する、だった。したがって、この3次補正予算（閣議決定23年10月21日、成立11月21日）にはあらかじめ他の政策経費が組み込まれているので、表4では東日本大震災関係経費に限定した金額9兆2,438億円を計上してある⁹。この3次補正予算で特筆すべきは、財源としてようやく復興債11兆5,500億円を計上したことである。したがって、経費の大半がこの復興債で賄われることになった。大震災直後から、このような未曾有の大災害の復旧・復興経費は、そもそもその大災害発生時点の世代だけでなく、将来世代にもある程度の負担を求めるのは合理的だという議論はあった¹⁰。その観点から、復興債の発行は必然だとされていたが、政府関係者には国債増発による国債市場の信認確保に躊躇するものがあつたようである。

とはいえ、この3次補正予算でも、平時の補正予算項目（たとえば、B型肝炎関係経費480億円や台風12号等に係る災害対策費等3,203億円など）と東日本大震災対策が混在した形で編成され、公表されていた。それ以外にも、東日本大震災復旧・復興予備費2,343億円が、歳出の修正減少額として減額された。また、株式会社日本政策金融公庫等に対し、財政投融资計画で1兆3,421億円が追加された。そのほか、特別会計予

⁷ 平成23年度2次補正予算の当初公表では、地方交付税交付金が5,455億円だったが、この表4では4,573億円となっていることによる。

⁸ しかし、これらの経費は東京電力への求償が将来想定されることから、ここでの復興予算からは除くこととする。

⁹ 平成23年度3次補正予算の当初公表では、東日本大震災関係経費として、年金臨時財源の補填2兆4,897億円も含めて、11兆7,335億円と計上している。

¹⁰ たとえば、岩田（2011.5）などを参照。あるいは、対外資産で復興財源は賄える、という野口（2011.7）の議論などもある。

算総則において、原子力損害賠償支援機構法に基づき、原子力損害賠償支援機構に資金拠出するための交付国債の発行限度額を2兆円から5兆円に引き上げた。

この後も、わが国を取り巻く環境に、先行き不透明感が広がる状況を踏まえ、国民の安心・安全を確保する観点から、追加財政需要を見極め、必要性・緊急性の高い追加財政需要に適切に対応（「整理整頓のための補正」）するため、平成23年度4次補正予算（閣議決定23年12月20日、24年2月8日成立）が2兆5,345億円で編成された。この4次補正予算には東日本大震災関連の経費が計上されていないため、表4には掲示していないが、この4次補正予算の一般会計予算・予算総則では、株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法に基づき、株式会社東日本大震災事業者再生支援機構の借り入れおよび社債に係る債務について、政府保証枠5,000億円が設定されている。

このように、数次にわたる平成23年度補正予算は当初、予備費や年金財源の補填で充当して財源を捻出したが、3次補正（2011年11月21日）に至って、ようやく、復興債にめどをつけることができた。しかし、東日本大震災が千年に一度の大災害だとしても、現世代にも一定の負担を求める観点から導入が求められていた復興特別税収については¹¹、表3にあるように、復興財源確保法が成立した平成23年11月30日になって、ようやく見通しが立った。それによって、東日本大震災復興特別会計が平成24年度から創設されることになった。したがって、その成果・効果は、平成24年度予算から現れることになる。

平成24年度予算（当初・補正）

前段末尾で述べたように、復興財源確保法（平成23年11月30日成立、12月2日公布）によって、復興特別所得税（平成25年1月1日施行）と復興特別法人税（平成24年4月1日施行）が導入された。復興特別所得税は、平成25年1月1日から平成49年12月31日までの25カ年間に生ずる所得について、所得税の額に2.1%の税率を上乗せするものである。復興特別法人税は、平成26年3月31日から平成29年3月31日までの期間内に開始する事業年度の3カ年間、法人税の額を10%上乗せするものである。要するに、東日本大震災の復興事業の経費を、復興特別所得税は相当長期間の世代にわたって負担することを想定し、復興特別法人税は概ね「集中復興期間（平成23年度～27年度）」の財源にするイメージとあってよい¹²。

こうした財源措置を踏まえて、平成24年度当初予算は編成された。しかし、この平成24年度当初予算は年度内成立が困難となったため、平成24年3月29日に暫定予算

¹¹ 具体的には、復興特別所得税と復興特別法人税である。

¹² ただし、安倍内閣は、平成25年12月5日に公表した「好循環実現のための経済対策」で、復興特別法人税を1年前倒しで廃止すること（実施は2年間に短縮）を明らかにした。これは、そもそもわが国の法人税率が諸外国に比べて高めであるとの産業界からの声に応えたものといえよう。

(平成24年4月1日から6日までの間)を組み、年度当初の空白を回避して4月5日に一般会計総額90兆3,339億円で成立した。この平成24年度から創設された東日本大震災復興特別会計の総額は、表5のように、総額は3兆7,754億円だが、国債整理基金特別会計への繰入1,253億円と東日本大震災復興予備費4,000億円を除くと、復興経費は3兆2,500億円である。この東日本大震災特別会計の歳入は、復興特別税5,305億円(うち、復興特別法人税4,810億円、復興特別所得税495億円)、一般会計からの繰入5,507億円(うち、子ども手当見直し4,272億円など)、税外収入(公共事業費負担金等)118億円、復興債2兆6,823億円である。したがって、財源としては復興債に依存する度合いが非常に高い。

表5 復興予算 平成24年度予算(当初・補正)・25年度予算(当初) (単位:億円)

24年度当初予算 (24年4月5日成立)		24年度補正予算 (25年2月26日成立)		25年度当初予算 (25年5月15日成立)	
(1)被災者支援	920	(1)インフラ等復旧、まちづくり	1,970	(1)被災者支援	1,883
(2)まちの復旧・復興	11,854	(2)産業振興・雇用の確保	502	(2)まちの復旧・復興	16,670
(3)産業の振興・雇用の確保	2,920	(3)原子力災害からの復興	706	(3)産業の振興・雇用の確保	3,075
(4)原子力災害からの復興再生	4,655			(4)原子力災害からの復興再生	7,264
(5)東日本大震災復興推進調整費等	83			(5)東日本大震災復興推進調整費等	145
(6)震災復興特別交付税	5,490			(6)震災復興特別交付税	6,053
(7)復興予備費	4,000			(7)復興加速化・福島再生予備費	6,000
(8)国債整理基金特別会計への繰入	1,253			(8)国債整理基金特別会計への繰入	662
(9)全国防災事業	4,827			(9)全国防災事業	1,274
(10)その他の関係経費	1,751			(10)その他の関係経費	815
	計37,754		計3,177		計43,840

※1 24年度当初予算及び25年度予算のそれぞれの一般会計予算・予算総則において、株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法に基づき、株式会社東日本大震災事業者再生支援機構の借入れ及び社債に係る債務について、政府保証枠5,000億円を設定。

※2 23年度1次補正から25年度予算までの「計」の単純な合計は約23.6兆円であるが、「集中復興期間」(23年度～27年度)における復旧・復興事業の財源(25兆円程度)との関係では、除染費用など東京電力への求償が想定される経費等を除くことから、約19.8兆円となる。

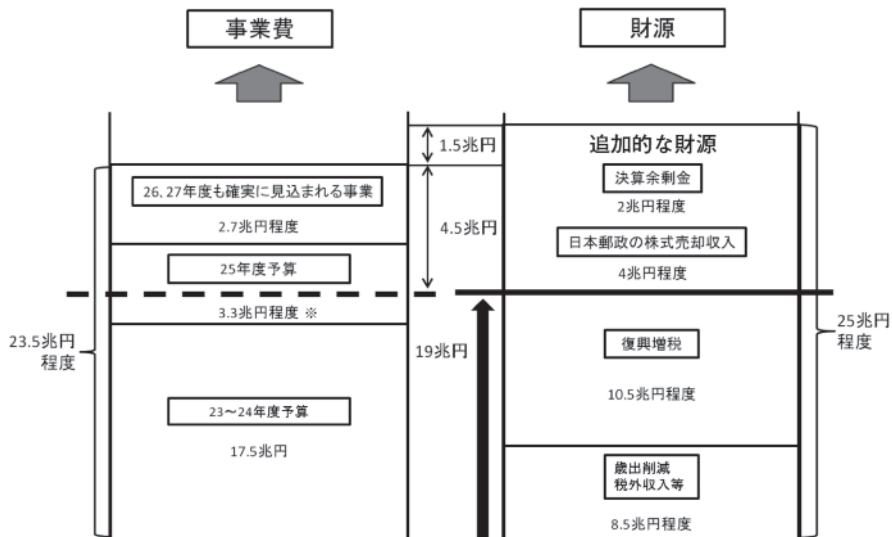
(出典)復興庁(2014.1.17)『復興の取組と関連諸制度』より

実は、民主党政権下での予算は、この平成24年度当初予算までである。その後、平成24年の夏から秋にかけて政局は緊迫した。結局、平成24年11月14日、野田首相は衆議院解散を表明し、12月16日に第46回衆議院総選挙が実施され、与野党が逆転したため、12月26日に安部首相・自公政権が成立した。したがって、この間は、政局が不安定なため、次の予算編成も新規の経済対策も頓挫していた。この年度初めに成立した予算をどれだけこなすかというのが、現実的に可能な予算執行の現場だった。結局、安部政権は、人事面の態勢づくりなどを年末から年初めに行い、経済政策の組み

立てや大震災復興事業に本格的に取り組みだしたのは、平成25年1月に入ってからだ
 った。

政権交代直後の安部内閣がまず取り組んだのは、東日本大震災復興関連では「復興
 財政フレームの見直し」(平成25年1月29日、復興推進会議で決定)である。図1で明
 らかなように、これによって、それまで前・民主党政権時代に19兆円程度とされてい
 た総額を25兆円程度に上積みした。それを可能にしたのは、財源の上積みすなわち追
 加的な財源を6兆円程度見込んだことである。その内訳は、日本郵政の株式売却収入4
 兆円程度、決算余剰金2兆円程度である。

図1 復興財政フレームの見直し (平成25年1月29日 復興推進会議決定)



※ 原子力損害賠償法、原子力損害賠償支援法に基づき、事業者が負担すべき経費等は含まれていない。
 (出典) 復興庁『復興の現状と課題』(平成25年11月29日)より

これが可能になるかどうかは、ひとえにアベノミクスによる経済運営が好転するこ
 とが前提である。すなわち、前者については株式相場が上昇していること、後者につ
 いては企業業績の好転および雇用情勢・賃金水準などの改善が条件である。その「第
 一の矢」として登場したのが、黒田東彦・新日銀総裁(平成25年3月20日就任)によ
 る「異次元の金融緩和策」である¹³。その効果はすでに、平成24年11月の総選挙の最

¹³ 具体的には、2%の物価上昇率を2年程度で実現させることを目標にし、そのためには、誘導目標
 としてマネタリーベースを2年で2倍にし、国債の買い入れを年間50兆円に拡大させ、リスク資産
 の買い入れも拡大させる、などである。これらはいずれも、白川方明・前日銀総裁時代になかなか脱
 却できなかった、日本経済の長期デフレ不況を反転させる意図と意思に基づくものである。

中から、アベノミクスへの期待から株価上昇・円安傾向という形で出始め、さらに、黒田日銀総裁のリードによる金融政策が部分的には実体経済にも好影響を及ぼし始めた格好である。そうした経済政策とセットになったのが、「復興財政フレームの見直し」(平成25年1月29日)である。

平成24年度補正予算・25年度当初予算

通常の前編成は、前年末に政府案が閣議決定され、年度末(翌年1月～3月)の通常国会で審議・成立し、4月から新年度予算が執行される、という段取りである。しかし、平成24年秋に総選挙が行われたため、平成25年度の予算編成は、そもそもの基本方針が政治的混迷の故に決まらないこともあって大いに遅れた。その結果、平成25年度の当初予算編成は、異例ではあるが、新年(平成25年1月)に入ってから本格的に行われることとなった。その際、新・安倍政権としての独自性・新機軸を前面に出すためには、東日本大震災復興予算の基本的な見直しが必要で、それが上記の図1「復興予算フレームの見直し」である。さらに、それを踏まえると、緊急経済対策に基づく平成24年度補正予算の必要性も浮かんできてくる。これは、平成25年3月末までに平成25年度予算を成立させることができ難い窮屈な国会審議日程をにらんだとき、どうしても、その前段階としてあるいは途中で、平成24年度補正予算を組み込む必要があるという判断である。つまり、平成25年度予算と一体的なものとしての「15カ月予算」の平成24年度補正予算(25年2月26日成立)全体は13兆1,054億円だが、東日本大震災復興特別会計分は総額3,177億円に止まり(表5を参照)、比較的小振りだが、新・安倍政権としてはどうしても、被災地の方々の安心を確保する観点から、政治的には不可避だった。平成24年度補正予算のうち復興・防災対策は3兆7,889億円で、うち、東日本大震災からの復興加速1兆5,865億円<東日本大震災復興特別会計分3,179億円¹⁴、来年度の復興財源の追加1兆2,685億円>、事前防災・減災等2兆2,024億円だが、後者には一般会計計上分2兆2,005億円が、前者には復興特別会計計上分1兆5,862億円が含まれる。

平成25年度当初予算は、政府案の閣議決定は平成25年1月29日だが、成立は平成25年5月15日にずれ込んだ(表5を参照)。それまでの間は暫定予算(平成25年3月29日成立)で凌いだ。東日本大震災復興特別予算の総額は4兆3,840億円だが、復興加速化・福島再生予備費6,000億円も計上されている。予算の重点化(復興・防災対策)が意識されている。財源としては、復興特別税が1兆2,240億円、一般会計からの繰入1兆2,462億円、税外収入112億円、復興債1兆9,026億円となっている。大震災後2年目の段階でようやく、バランスの取れた財源構成になってきたといえよう。

¹⁴ 表5の平成24年度補正予算の計3,177億円とは一致しないが、各項目での四捨五入のため、計数が異なる。

平成 25 年度補正予算・26 年度当初予算 (案)

平成 25 年の政治課題はまずは、7 月 21 日の参議院選挙だが、これは安部・自民党政権が圧勝し、政権運営のフリーハンドを握った。引き続き課題は、野田・民主党政権時代に成立している消費税率引き上げ (現行の 5% から、平成 26 年 4 月から 8% へ) を、そのまま実施するかどうかの政治判断だった。後者の決定は概ね、平成 25 年夏から秋になされなくてはならなかった。安部首相はこれを法案通り実施することを平成 25 年 10 月に表明し、国内的には着々と政治課題をこなしているように見える。

そうした状況下で、アベノミクスの「第三の矢」の具体的な施策として、「好循環実現のための経済対策」(平成 25 年 12 月 5 日閣議決定) を新たに掲げ、平成 26 年度予算編成と並行して、平成 25 年度補正予算を平成 25 年 12 月 12 日閣議決定し、平成 26 年 2 月 6 日成立させた。とりわけ東日本大震災復興特別会計補正予算では、東日本大震災の被災地の復旧・復興を加速するため、福島 の早期機関支援策の強化、津波被災地において本格化しつつある復興まちづくりの加速、産業の復興等を行うための所要額が計上されている (表 6 を参照)。補正予算の総額は 5 兆 4,654 億円だが、東日本大震災復興関係経費は 5,638 億円である¹⁵。平成 25 年度補正予算歳出のうち、東日本大震災復興特別会計への繰入は 1 兆 9,308 億円だが、8,000 億円は復興特別法人税の前倒し廃止に伴う復興財源の補填、1 兆 1,308 億円は復興事業の財源確保で、これらのうち 8,446 億円 (財政法第 6 条の純剰余金の 1/2 に相当) は復興債の償還財源に充てられる。補正予算歳入では、復興特別税も 1,890 億円 (復興特別所得税 100 億円、復興特別法人税 1,790 億円) 見込まれている。

¹⁵ 表 6 で、福島 の再生 1,719 億円、復興まちづくり 2,283 億円、産業の復興 1,329 億円、被災者支援 307 億円で、東日本大震災復興関係経費 5,638 億円になる。

表6 復興予算：平成25年度補正予算

(単位：億円)

1. 福島再生	1,719
○「福島再生加速化交付金」の新設	512
○除染の加速等	805
2. 復興まちづくり	2,283
○東日本大震災復興交付金	611
○災害復旧	650
○復興道路の整備	259
3. 産業の復興	1,329
○津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金	330
○産業政策と一体となった被災地の効用支援等	448
4. 被災者支援	307
○被災者の住宅再建にかかる給付措置（住まいの復興給付金）	250
5. 原子力事故対応原子力防災対策等の充実	691
○廃炉・汚染水対策事業	479
○原子力防災対策等の強化・加速	207
6. 復興財源の補填	8,000
○復興特別法人税1年前倒し廃止に伴う補填	8,000
7. 平成26年度復興財源の追加（復興債の償還又は減額）	5,670
	総額 19,999

注 平成25年度補正予算フレーム・概要に基づき、著者作成

安部内閣では、前年度の場合と同様に、切れ目なく経済対策・予算の執行を行うために、前年度補正予算と次年度当初予算を連動させて、一体的に編成・運用する方針をとっているようである。ただ、平成26年度予算編成の時期は前年度よりは早まり、平成26年度予算政府案は平成25年12月24日閣議決定されている。国（中央政府）の一般会計予算総額は95兆8,823億円で、前年度当初予算より3兆2,708億円の増額である。税収が6兆9,050億円増え、50兆10億円に戻ったことが大きい。その中で、東日本大震災特別会計の総額は3兆6,464億円である（表7を参照）。特に、東日本大震災復興特別会計では、これと平成25年度補正予算5,638億円（内訳は、（注15）の通り）を併せて、4兆2,102億円が確保されたことになる。

東日本大震災復興特別会計歳入では、復興特別税収7,381億円、一般会計からの繰入7,030億円、税外収入660億円、復興公債金2兆1,393億円と見込まれている。また、歳出項目で、原子力災害復興関係経費については東京電力に求償するが、別途、東京電力が賠償及びこれらの費用を負担するための資金繰りを支援するため、エネルギー対策特別会計から原子力損害賠償支援機構への交付国債の発行限度額（現行5兆円）を4兆円引き上げることも織り込まれている。

表7 復興予算：平成26年度政府予算案

(歳出)

(単位：億円)

1. 災害救助等関係経費 (仮設住宅の提供などによる被災者支援等)	739
2. 災害廃棄物処理事業費 (がれきの処理)	236
3. 復興関係公共事業等	9,163
○公共土木施設等の災害復旧	5,130
○復興道路・復興支援道路の緊急整備等	1,706
4. 災害関連金融支援関係経費 (被災地中小企業・小規模事業者、農林水産業支援)	221
5. 地方交付税交付金 (震災復興特別交付税財源)	5,723
6. 東日本大震災復興交付金	3,638
7. 原子力災害復興関係経費	6,523
○除染 (放射性物質汚染廃棄物処理を含む) (注1)	3,912
○中間貯蔵施設の整備 (注1)	1,012
○福島再生加速化交付金など (早期帰還支援・長期避難者支援)	1,186
8. その他の東日本大震災関係経費	3,299
○学校施設の耐震化	719
○津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金	300
○中小企業組合等共同施設等災害復旧事業 (グループ補助金)	221
○農林水産業の復興 (農業の生産力・販売力の回復支援、漁場復旧の支援等)	228
9. 国債整理基金特別会計への繰入	921
10. 復興加速化・福島再生予備費	6,000
総額	36,464 (注2)

(歳入)

(単位：億円)

1. 復興特別税収	7,381
2. 一般会計からの繰入	7,030
3. 税外収入	660
4. 復興公債金	21,393
総額	36,464

注1 これら費用は東京電力に求償する (別途、東京電力が賠償及びこれら費用を負担するための資金繰りを支援するためエネルギー対策特別会計から原子力損害賠償支援機構への交付国債の発行限度額 (現行5兆円) を4兆円引き上げる。)

注2 25年度補正予算 (5,638億円) とあわせて4兆2,102億円。

(出典) 『平成26年度予算のポイント』

これまでの経過をみると、東日本大震災の発災から3年近くの時間経過もあり、「復興集中期間 (平成23年度～27年度)」も最終段階に差し掛かり、復旧・復興に関しては、態勢はほぼできつつあるように見える。しかし、個別的に詳細を見れば、まだ克服

しなくてはならない課題も多いことも確かである。復興庁の役割に触れることで、こうした問題点や課題を見てみよう。

5. 復興庁の成果

・復興交付金

復興庁は、表3の年表で確認できるように、平成23年12月9日に設置法が成立し、平成24年2月10日に開庁した。最初に話題になった業務は、復興交付金の交付可能額を開庁間もない3月2日に通知（第1回）したことである。そもそもこの復興交付金とは、東日本大震災復興特別区域法（平成23年12月7日成立）第77条に根拠を持ち、東日本大震災により、著しい被害を受けた地域において、災害復旧だけでは対応が困難な市街地の再生等の復興地域づくりを、一つの事業計画の提出により一括で支援するものである。そのために、使い手の立場から、復興地域づくりに必要な事業の幅広一括化、自由度の高い効果促進事業、すべての地方負担への手当て、基金による執行の弾力化等、既存の交付金を超えた極めて柔軟な制度、という触れ込みのものだった。

平成23年度3次補正予算から運用が始まり、第1回（平成24年3月2日）は、申請額（事業費4,991億円、国費3,899億円）を大きく下回る配分額（事業費3,055億円、国費2,510億円）に抑えられた。この結果は、申請した地方自治体にとっても、多くの国民にとっても極めてショックな事態だった。要するに、これでは、この復興交付金もこれまでの補助金となんら変わらないのではないかと、さまざまなハンディを背負っている被災地の自治体にとって残念な消耗する結果だった、というのが大方の感想だった。国もこの事態を反省し、第2回（平成24年5月25日）以降は、むしろ申請額以上の配分額が通知され、これはこれで、自治体サイドにとって困惑する事態を招いているところもある。

いずれにせよ、第1回（平成24年3月2日）から第7回（平成25年11月29日）までの総額は、申請額（事業費2兆713億円、国費1兆6,216億円）を上回る配分額（事業費2兆2,339億円、国費1兆8,062億円）となっている。しかも、（1）たとえば基幹事業については、被災自治体の復興地域づくりに必要なハード事業を幅広く一括化した、（2）基幹事業に関連する事業であっても、効果促進が見込めるものは認めたり、（3）国庫補助率を引き上げたり、地方交付税の加算などによって地方負担を軽減する措置をとり、（4）執行の弾力化・手続の簡素化を進めている。状況は大いに改善されたといえよう。

・取崩し型復興基金

次いで、東日本大震災に係る「取崩し型復興基金」について。この復興基金制度は、東日本大震災からの復興に向けて、被災団体が地域の実情に応じて、住民生活の安定

やコミュニティの再生、地域経済の振興・雇用維持等について、単年度予算の枠に縛られず弾力的かつきめ細やかに対処できる資金として、平成23年度に創設されたものである。特に、現在の低金利の状況では、従来の運用型基金は有効でないことから、取崩し型基金により対処することとして、特定被災地方公共団体である9県が基金を設置することとなる場合について、阪神・淡路大震災における措置等を踏まえ、平成23年度2次補正により増額された既存の特別交付税により措置される。基金の規模は、9県で1,960億円、阪神・淡路大震災復興基金の措置額960億円を上回っている。

これは要するに、今回の大震災が一挙に被害をもたらした一方で、財政措置も一斉に大量に用意されたため、多くの個々の自治体ではなかなか消化しきれないレベルと規模になっていることが背景にある。それを、予算の単年度主義を金科玉条に保持して、いち早い復興こそが復興事業の目標であるといった押し付けをするのではなく、もう少し時間をかけてじっくりと検討しながら復興事業に取り組むことで、持続可能な智慧とエネルギーが生まれてくるのではないか、というユックリズムのスタンス・構えである。

・復興関係予算は適正に執行されているのか

前項でも述べたように、今回の東日本大震災の被害の規模と範囲は巨大で、そのために、その復旧・復興に向けた財政措置は極めて多岐にわたり、膨大である。因果関係も錯綜していて、とても一筋縄では一刀両断に理解し、解決することはできない。したがって、復興予算の全体像もなかなか掴みがたいところはあるのだが、それぞれに予算項目がどの程度利用されているかを把握することは、被災地自治体のニーズと能力（執行可能性）を推定する上で重要な手掛かりであろう。たとえば、表8に「復興関係予算の執行状況」が整理されている。これは、復興庁が取りまとめた、平成23年度一般会計予算措置分（予備費・1次補正～3次補正）（繰越分）および東日本大震災特別会計分の合計額で、その区分ごとに、歳出予算額、支出済歳出額、翌年度繰越額、不用額、執行率、繰越率、不用率を列挙したものである。

表 8 復興関係予算の執行状況

平成 24 年度 東日本大震災復旧・復興関係経費の執行状況
 (平成 23 年度一般会計 (繰越分) + 平成 24 年度特別会計) (平成 24 年度末現在)

(単位：億円、%)

区 分	歳出予算額 (A)	支出済歳出額 (B)	翌年度繰越額 (C)	不用額 (D)=(A)-(B)-(C)	執行率 (B)/(A)	繰越率 (C)/(A)	不用率 (D)/(A)
被災者支援	50,092	3,523	51	1,517	69.2 %	1.0 %	29.8 %
生活支援	3,205	1,795	-	1,410	56.0 %	0.0 %	44.0 %
教育・医療・福祉	913	858	-	55	94.0 %	0.0 %	6.0 %
救助活動	805	714	51	39	88.7 %	6.4 %	4.9 %
その他	167	155	-	12	92.6 %	0.0 %	7.4 %
インフラ等復旧、まちづくり	47,331	26,563	13,707	7,060	56.1 %	29.0 %	14.9 %
災害廃棄物等処理	7,384	3,488	3,810	84	47.2 %	51.6 %	1.1 %
公共事業 (災害復旧)	14,009	5,016	4,498	4,494	35.8 %	32.1 %	32.1 %
施設等の災害復旧	4,963	2,108	1,026	1,828	42.5 %	20.7 %	36.8 %
復興に向けた公共事業等	4,275	2,157	1,586	531	50.5 %	37.1 %	12.4 %
住宅	661	578	5	78	87.4 %	0.8 %	11.8 %
東日本大震災復興交付金	16,036	13,213	2,780	43	82.4 %	17.3 %	0.3 %
産業の振興・雇用の確保	8,133	5,415	1,919	799	66.6 %	23.6 %	9.8 %
産業振興	7,182	4,592	1,914	675	63.9 %	26.7 %	9.4 %
災害関連融資	1,567	1,531	-	36	97.7 %	0.0 %	2.3 %
中小企業への支援・立地補助事業等	2,719	1,285	1,310	123	47.3 %	48.2 %	4.6 %
農林水産業の復興支援	1,401	841	246	313	60.0 %	17.6 %	22.4 %
研究開発・再生エネルギー等	1,493	934	357	201	62.6 %	23.9 %	13.5 %
雇用の確保	618	528	-	89	85.5 %	0.0 %	14.5 %
その他	333	294	4	34	88.3 %	1.4 %	10.3 %
原子力災害からの復興・再生	8,659	3,690	3,386	1,582	42.6 %	39.1 %	18.3 %
風評被害対策・食の安全確保等	228	172	7	47	75.8 %	3.5 %	20.7 %
除染等	6,556	2,105	2,939	1,511	32.1 %	44.8 %	23.1 %
研究開発拠点整備等	1,332	1,149	164	18	86.3 %	12.3 %	1.4 %
ふるさとの復活	208	0	207	0	0.2 %	99.8 %	0.0 %
その他	333	261	67	5	78.3 %	20.1 %	1.6 %
地方交付税交付金	6,704	6,704	-	-	100.0 %	0.0 %	0.0 %
全国防災対策費	10,458	6,911	2,965	581	66.1 %	28.4 %	5.6 %
その他	11,023	10,323	-	700	93.6 %	0.0 %	6.4 %
合 計	97,402	63,131	22,030	12,240	64.8 %	22.6 %	12.6 %

注 計数は、平成 23 年度一般会計予算措置分 (予備費・1 次～3 次補正) (繰越分) 及び東日本大震災復興特別会計分の合計額である。

(出典) 復興庁 (2014.1.17) 『復興の取組と関連諸制度』より作成

合計で見ると、歳出予算額9兆7402億円、支出済歳出額6兆3,131億円、翌年度繰越額2兆2,030億円、不用額1兆2,240億円なので、執行率64.8%、繰越率22.6%、不用率12.6%である。執行率の最も低いのは、原子力災害からの復興・再生で42.6%、繰越率の最も高いのは、同様に原子力災害からの復興・再生で39.1%、不用率の最も高いのは被災者支援で29.8%である。これらの数値にはそれぞれの事情・背景があるので、一概にこの数値が低い・高いことをもって、この事業が無駄だとか、事業目的が希薄だなどとは言えない。むしろ、事業目的はあるはずなのになぜ、執行率・繰越率・不用率が低い・高いのかこそが、問題の所在そのものだといってよい。こうしてみると、やはり、原子力災害からの復興・再生に、現在（発災後約3年が経過した）および今後の課題が集約されている、といってよい。この問題こそ現在、官民（企業・学界・一般市民）挙げて、より腰を据えた取り組みが必要だろう¹⁶。

6. 結び

大震災直後から、多くの日本国民だけでなく海外からも被災者・被災地への支援の声、ボランティアとしての具体的行動などが澎湃として生じた。さらには、義援金を寄せた方もいる。復興庁（2014.1.17）によると、平成25年9月30日現在で、日本赤十字社等に寄せられた義援金3,698億円の約9割は被災者に配布されている。配布件数は171万件に上る。災害弔慰金の支給済件数は19,542件、支給済額は581億円で、災害障害見舞金の支給済件数は81件、支給済額は13,625万円に止まる。被災者生活再建支援金の支給状況は、世帯数では基礎支援金は188,667世帯、加算支援金は105,749世帯で、支給額では基礎支援金は1,503億円、加算支援金は1,286億円である。決して少なくない実績である。多くの方の善意が具体的な形となって、十分ではないかもしれないが、確実に被災者の手元に渡っているといえよう。

他方、平成20年4月30日に公布されたいわゆる「ふるさと納税」制度は、制度開始以降もなかなか普及したとは言いがたかった。ちなみに、適用者・寄付金額・控除額は、平成20年が33,149人・73億円・19億円で、平成21年は33,104人・66億円・18億円で、平成22年は33,458人・67億円・20億円だったが、何と平成23年は741,667人・649億円・210億円と、人数で20倍に、金額で10倍に急増した。これもひとえに、制度導入当初は想定していなかった東日本大震災という事態に遭遇して、多くの日本国民の社会貢献の意識が目覚めたのではないかとも思えた¹⁷。しかし、平成24年に入ると、こうした動きは激減し、むしろ、ふるさと（寄付金を寄せた自治体）からの特産品目当てに、この制度を利用している人が大半であることが明らかになってきた。要する

¹⁶ そのためにも、原発事故そのものの原因および影響調査はこれからもなお継続して、徹底的になされるべきである。塩谷（2013.2）などを参照。

¹⁷ 筆者もそのような可能性の指摘をしたことがある。原田（2012.9）（2013.3）を参照。

に、善意の気持ちはなかなか持続しないのである。

その意味では、復興特別所得税は25年間にわたって、所得税の額に2.1%の税率を上乗せするものである。この極めて長期間の増税措置を筆者は当初、あまりに現実感のない制度ではないかとやや批判的だったが、「ふるさと納税」制度などの顛末を改めて考えてみると、やはり復興特別所得税のように、低率であってもある程度強制的に人々に働きかける制度でなくては、現実的な意味を持ち得ないのだと感じる次第である。この限りでは、税制においては残念ながら、性善説には立ち得ないのである。

参考文献

- 岩田規久男（2011.5）『経済復興：大震災から立ち上がる』筑摩書房。
- 塩谷喜雄（2013.2）『「原発事故報告書」の真実とウソ』文春新書。
- 内閣府（2011.7）『経済財政白書（平成23年版）：日本経済の本質的な力を高める』。
- 内閣府（2012.8）『経済財政白書（平成24年版）：日本経済の復興から発展的創造へ』
- 野口悠紀雄（2011.7）『大震災からの出発：ビジネスモデルの大転換は可能か』東洋経済新報社。
- 原田博夫（2012.9）「地域経済財政システム研究会 報告書「概要」」『東日本大震災に対する都市自治体の対応と地域経済』日本都市センター。
- 原田博夫（2013.3）「東日本大震災とソーシャル・キャピタル（社会関係資本）：再考」『社会関係資本研究論集』第4号 専修大学社会知性開発研究センター／社会関係資本研究センター。
- 原田泰（2012.3）『震災復興 欺瞞の構図』新潮新書。
- 林敏彦（2011.9）『大災害の経済学』PHP新書。
- 復興庁（2013.11.29）（2014.1.17）『復興の現状と取組』